

建築基準法第七条の三第一項第二号に規定する特定工程及び同条第六項に規定する特定工程後の工程

大分県告示第310号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第二号に規定する特定工程及び同条第6項に規定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成22年3月30日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 中間検査を行う区域

大分県全域（大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市及び宇佐市の全域を除く。）

二 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造を併用する建築物で、一の建築物の新築工事に係る部分の用途及び規模が次に掲げるものとする。

- 1 特殊建築物（法別表第一の（一）項から（四）項の（い）欄に掲げるものに限る。）で、その用途に供する部分が三階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- 2 一戸建ての住宅（兼用住宅、併用住宅を含む。）で、延べ面積が100平方メートルを超えるもの

三 指定する特定工程

次のとおりとする。なお、二以上の構造を併用した建築物にあつては、一階床面積の過半の構造の区分によるものとする。

- 1 鉄骨造にあつては、一階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
- 2 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、二階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該配筋工事を現場で行わないものは、二階のはり及び床版の取付工事（階数が一の建築物にあつては、最上階のはり及び屋根版の配筋工事又は最上階のはり及び屋根版の取付工事）
- 3 木造にあつては、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法は耐力壁）工事

四 指定する特定工程後の工程

次のとおりとする。

- 1 鉄骨造にあつては、二階の床版の取付工事又は型枠工事その他これらに類する工事

(階数が一の建築物にあつては、壁の外装工事又は内装工事)

- 2 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、二階のはり及び床のコンクリート打込み工事(階数が一の建築物にあつては、最上階のはり及び屋根版のコンクリート打込み工事)
- 3 木造にあつては、屋根の小屋組及び構造耐力上主要な軸組(枠組壁工法は耐力壁)が隠ぺいされることとなる壁の外装工事又は内装工事

五 適用の除外

国若しくは地方公共団体の建築物、法第85条の適用を受ける建築物、法第68条の20に規定する認証型式部材等である建築物、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第80条の2第一号の規定に基づく壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術基準(平成13年国土交通省告示第1026号)による建築物については、この告示の規定は適用しない。

附 則

- 1 この告示は、平成22年5月1日(以下「施行日」という。)から施行し、この告示の規定は、施行日以降に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。
- 2 建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程及び同条第6項に規定する特定工程後の工程(平成17年大分県告示第432号。以下「旧告示」という。)は、廃止する。
- 3 この告示の施行の前に旧告示で指定した特定工程及び特定工程後の工程を含む建築物に関し法第7条の3及び第7条の4の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示で指定した特定工程及び特定工程後の工程を含む建築物に関し法第7条の3及び第7条の4の規定によりなされたものとみなす。